

アメリカにおける連邦選挙運動資金の公開制度

— インターネットを通じた公開を中心として —

間 柴 泰 治

目 次

はじめに

I 連邦選挙運動法の概要

- 1 連邦選挙運動法の制定とその後の改正
- 2 連邦選挙運動法の選挙運動資金に対する規制方法

II 選挙運動資金に関する報告義務

- 1 政治委員会の設立と授権委員会の指定
- 2 政治委員会の活動
- 3 政治委員会の解散
- 4 個人、団体等による随時の報告

III 選挙運動資金に関する情報公開の方法

- 1 情報公開の現状
- 2 情報公開の今後

IV 連邦選挙委員会ウェブサイトを通じた情報提供

- 1 選挙運動資金に関するデータの検索
- 2 選挙運動資金に関するデータのダウンロード

おわりに

はじめに

わが国では、「議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」(政治資金規正法第1条)ことを目的に、こ

れまでも政治資金制度が整備されてきたが、しばしば制度の不備が指摘されるなど、これについての議論は、未だ尽くされていない。

ところで、最近の議論では「透明性の強化」が改革の柱として注目されている。たとえば、経済人や学者らでつくる「新しい日本をつくる国民会議」(21世紀臨調)は、平成14年4月26日に公表した「政治倫理の確立と政治腐敗防止に関する緊急提言」⁽¹⁾のなかで、政治に対する国民の信頼を回復するための当面の制度改革事項として、政治資金に関する情報のインターネットを通じた公開を挙げている。

「透明性の強化」に対する関心は国政の場でも高く、平成14年5月9日、民主、自由、共産、社民の野党4党が衆議院に提出した「政治資金規正法等の一部を改正する法律案」⁽²⁾は、政治資金規正法に基づいて提出される政治資金に関する収支報告書、公職選挙法に基づいて提出される選挙運動費用に関する収支報告書、政党助成法に基づいて提出される報告書類に記載された事項を、インターネットを通じて一般の閲覧に供しなければならない旨を規定している。また、自民党が設置した「政治資金に関する有識者との懇談会」が平成14年7月17日に取りまとめた提言⁽³⁾は、中央分と地方分を一括した政治資金の総額公開に向け、国会議員にインターネット上での情報公開を義務付ける旨を盛り込んでいる。

しかし、政治資金に関する情報をインターネットを通じて公開するためには、いかなる情報を対象とするのか、提出された報告書をどのよう

な手続で処理し、どのような形態で公開するのか、公開事務はどこが所管するのか、等々議論すべき点は少なくない。

インターネットを通じた政治資金の情報公開については、アメリカが先進的である。本稿では、わが国における政治資金の情報公開に関する今後の議論に資するため、アメリカの選挙運動資金に関する情報公開制度と、これを所管する連邦選挙委員会（Federal Election Commission. 以下「FEC」という。）を紹介したい。

なお、以下では適宜法令を参照するが、アメリカ合衆国法典第2編（2002年10月現在）をLと、連邦規則集第11編（2003年1月現在）をRと略記し、たとえば、アメリカ合衆国法典第2編第441a条第b項は、L441a(b)と表記することとする。

注(1) この提言の全文は、財団法人・社会生産性本部のウェブサイト<<http://www.jpc-sed.or.jp/teigen/index.html>>、同会議主査を務める曾根泰教・慶応義塾大学教授のウェブサイト <<http://www.pac.sfc.keio.ac.jp/sone-lab/data/21rincho-13.PDF>> に掲載されている。（いずれも、last access: 2003.3.1）

(2) 第154回国会衆法第17号

(3) この提言の概要は、「2002 政局スコープ 公共事業受注企業 自民の献金制限」『東京新聞』2002. 7.18. p.2などに掲載されている。

I 連邦選挙運動法の概要

1 連邦選挙運動法の制定とその後の改正

現在の連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act）は、1971年に成立した連邦選挙運動法⁽¹⁾が基礎になっている。これは、従前の選挙運動資金制度を根幹から変更するもので、①選挙運動資金に関する情報公開の大幅な強化、②広告への支出や候補者とその家族が自己資金から行う支出に対する制限（ただし、これらの支出制限はのちに違憲と評価されて廃止されている。）、

③政治活動委員会（Political Action Committee. いわゆる「PAC」）⁽²⁾に対する法的枠組みの付与を主な内容とする⁽³⁾。

1974年に行われた改正⁽⁴⁾には、1972年に発覚したウォーターゲート事件が大きく影響している。この事件は、それまでの選挙運動資金に対する規制は効果が上がっていないこと、また、これを実効性あるものとするためには、従来連邦議会上下両院と会計検査院の三者に分離されていた連邦選挙運動法の執行機能を統合した独立機関を設置する必要があることを広く認識させた。こうした状況を背景に、1974年改正では、連邦選挙運動法の執行を担うFECの創設のほか、候補者や政治委員会（「政治委員会」については、I 2で詳述。）が受領する寄付と支出に対する規制強化や大統領選挙候補者への公的助成制度の整備、連邦政府との契約者に課されていた寄付制限の事実上の緩和などが行われた⁽⁵⁾。

この1974年改正によって、連邦選挙運動法は一応の完成をみたと評価されている。この当時の連邦選挙運動法は、①選挙運動費用の調達に対する制限、②選挙運動資金の支出に対する制限、③選挙運動費用の公的助成という3つの手法によって、選挙運動費用の高騰の抑制を企図していた。つまり、選挙過程における資金の需要を抑制する一方で、選挙過程に過剰な資金が流入することを防止し、一定の条件で公的助成を行うことで、収入面と支出面の両面から費用の抑制を目指したのである。そして、選挙運動資金の情報公開と、連邦選挙運動法の執行を目的とした強力な独立機関であるFECの設置によって、規制の実効性を確保しようとしたのである⁽⁶⁾。

しかし、このような連邦選挙運動法の立法趣旨は、その後の法改正や違憲判決によって変更を余儀なくされる。

まず、1976年に行われた改正⁽⁷⁾は、1976年のバックリー対バレオ事件連邦最高裁判決（以下、「1976年判決」という。）⁽⁸⁾で違憲とされた部分の修正が主な目的であった。この判決で連邦

最高裁は、寄付の制限、選挙運動資金に関する収支等の公開、大統領選挙候補者に対する公的助成とその助成を受けた候補者への支出制限等を合憲とする一方、公的助成を受けた候補者以外の者や政治委員会等に対する支出制限は合衆国憲法修正一条に、また、行政権を行使するFEC委員6名のうち4名を連邦議会が選出することは三権分立原則に各々違反しており、いずれも違憲無効であると判断した。この判決を受け、前者については支出制限を撤廃する改正が、後者については、上院の助言と承認に基づいて大統領が全委員を任命する改正が各々行われている。

次いで行われた1979年の改正⁽⁹⁾は、報告義務の簡素化が主な目的であった。これは、1976年と1978年の選挙において、選挙運動に関わる報告義務が過重だと認識するに至った候補者や政党が、これを軽減すべきだと強く要望して実現したものであった。この改正では、州や地方レベルの政党活動を強化する目的と称して、寄付の制限が緩和されるなどの措置も合わせて行われた⁽¹⁰⁾。

直近に行われた2002年の改正⁽¹¹⁾は、大幅な規制強化を実現した。すなわち、寄付に対する規制を強化する（ただし、個人が候補者に対して行う寄付の制限額引き上げなど一部については緩和）とともに、選挙運動に関する支出の一部制限を目的として、候補者・政党委員会のソフトマネー⁽¹²⁾に関する規制、選挙広告に関する規制、独立支出・調整支出に関する規制強化、違反行為に対する罰則の強化、報告書類の公開強化などが盛り込まれたのである。この改正が実現した背景には、メディアを駆使した選挙運動が多用されることなどによって選挙運動費用が高騰し、それを支弁するために高額な寄付が集められてきたことがある。こうした状況の下、高額な寄付を行う特定の団体や企業、個人とそれを受領する候補者との不透明な関係がしばしば指摘され、問題視されてきたところであった。実際に、2001年12月に破たんしたエンロン社から

政権中枢に多額の資金が提供されていた疑惑によって、選挙運動資金の規制強化を求める世論が強まり、これを契機にこの法改正が実現したと言われている。なお、この改正法に対しては複数の訴訟が提起され、2003年3月現在係争中である⁽¹³⁾。ところで、この改正法は"Bipartisan Campaign Reform Act of 2002"（2002年超党派選挙運動改革法）と称されるが、以下では「2002年改正法」と略記する。

このような改正を経た連邦選挙運動法は、特に1976年判決によって支出への規制が大幅に後退させられ、当初の制度設計趣旨から大きく逸脱することとなった。しかしながら、連邦選挙運動法は、大統領選挙運動に関する公的助成を定める大統領選挙運動基金法（Presidential Election Campaign Fund Act）⁽¹⁴⁾、大統領予備選挙補助支払会計法（Presidential Primary Matching Payment Account Act）⁽¹⁵⁾とともに、現在のアメリカにおける選挙運動資金制度の骨格を形成している。

2 連邦選挙運動法の選挙運動資金に対する規制方法

連邦選挙運動法は、言うまでもなく連邦選挙の選挙運動に関する資金を規制する法律であるが、その規制対象については、わが国の法制度と比較したとき、以下の2つの点に注意を要する。

第一は、この法律が「連邦選挙」を対象にしている点である。連邦選挙運動法は、大統領・副大統領選挙、連邦議会選挙、それらの予備選挙などを対象としているが、州知事や州議会議員選挙あるいは市・郡レベルの選挙などの非連邦選挙は対象としていない。後者は、原則として各州が州法によって、また場合によっては市や郡が独自の立法によって規制している⁽¹⁶⁾。これは、わが国の公職選挙法が、選挙運動費用について国政レベルと地方自治体レベルを問わず包括的に規制しているのと対照的である。

第二は、この法律が「選挙運動」を対象にし

ている点である。連邦選挙運動法は、「選挙過程に直接影響を与える活動」を規制の対象としているが、この「直接影響を与える」の意義はきわめて限定的に理解されており、政党組織の運営や強化、有権者登録や投票の推進運動、争点主張運動（Issue Advocacy）など、選挙過程に「直接影響を与える」活動に該当しないものは規制対象とされない⁽¹⁷⁾。これは、わが国の政治資金規正法が、政党、その他の政治団体、政治家が行う一般的な政治活動に関する資金を対象とし、公職選挙法と相まって広範な規制を行っているのと対照的である。

このように、連邦選挙運動法が規制の対象としている範囲はきわめて限定されており、したがってアメリカにおいて選挙運動資金規制に関する制度改革が論じられる場合、「実質的に」選挙過程に影響を与えているにもかかわらず、規制の対象外となる活動をいかに適正化していくかが主要な論点になるのである。

さて、このような射程を持つ連邦選挙運動法が、選挙運動資金に対して規制を行うに当たった基本的枠組みは、連邦選挙に対して一定の影響を与える委員会、協会、その他の団体等を「政治委員会（political committee）」とみなし、これが行う選挙運動について一定の報告義務を課し、また、寄付・支出に対して一定の制限を課するというものである。

「政治委員会」とは、以下の①から③のいずれかの要件を満たす団体等をいう [L431(4)]。すなわち、①委員会、協会、その他の団体で、連邦選挙に関し、暦年中に1,000ドルを超える寄付を受領し、または、1,000ドルを超える支出を行うもの、②企業や労働組合等が、連邦選挙に関する個人献金を受領し、選挙運動に関する支出をする目的で、自己の会計から分離して設立した独立分離基金（separate segregated fund）、③政党の地方委員会であって、暦年中に、[1]連邦選挙に関する5,000ドルを超える寄付を受領する、[2]連邦選挙運動法上の「寄付」、「支出」の定義には該当しないが、連邦選挙に

影響を与える活動に5,000ドル以上を支出する、[3]連邦選挙に関して1,000ドルを超える寄付を行う、[4]連邦選挙に関して1,000ドルを超える支出をする、のいずれかの要件に該当するものである⁽¹⁸⁾。

連邦選挙運動法は、このような「政治委員会」の枠組みを中心としながら、以下のように選挙運動の主体とそれらの活動を規定している。まず、選挙運動の主体を、①候補者⁽¹⁹⁾ またはその授権委員会（authorized committee）、②候補者に対して寄付を行う、または、候補者の当選を目的とする選挙運動をその候補者と連携して行う政治委員会、個人、政治委員会に該当しない団体等（以下、「団体等」という。）、③候補者と連携することなく独立して、ある候補者の当選（または落選）を目的とした選挙運動を行う政治委員会、個人、団体等の三者に整理する。そして、これら三者の活動を、①と②の間でやり取りされる寄付、①や②が行う選挙運動、③が行う選挙運動に整理する（ただし、これは機能的に整理したもので、②、③は実際には同一の政治委員会、個人、団体等が行うことができる。）。連邦選挙運動法は、このように選挙運動の主体とそれらの活動を整理した上で、主体間の相互作用に対して規制を行い、各主体に報告義務を課している。

各主体が行いうる活動と義務付けられる報告を、主体ごとにまとめると以下のとおりである。

○候補者またはその授権委員会

候補者本人は、自らの名義で寄付の受領や選挙運動に関する支出などの選挙運動資金の管理を行わず、政治委員会のうちから候補者が一つだけ指定する「主たる選挙運動委員会（principal campaign committee）」がこれを行う [L431(5)]。また、候補者は、主たる選挙運動委員会の他に政治委員会を指定し、それらに寄付の受領や選挙運動に関する支出を行わせることができる（この指定は、複数の政治委員会に対して行うことができる。）。主たる選挙運動委員会とこの別に指定した政治委員会は「授権委員会」と

呼ばれる [L431(6)]。ある公職に立候補する者に関するすべての授権委員会は「関連委員会 (affiliated committee)」とみなされ [R100.5(g)(1)]、受領できる寄付などは関連委員会全体で一つの制限枠に服する [R100.5(g)(3)]⁽²⁰⁾。

すなわち、候補者の選挙運動資金の管理に関する限り、選挙運動の便宜のため、いわば主たる選挙運動委員会の手足として複数の政治委員会に寄付の受領や支出をさせることができるが、全体として主たる選挙運動委員会にその選挙運動資金に関する管理責任を集中させる仕組みを採用していると言える。

○候補者に対して寄付を行う、または、候補者の当選を目的とする選挙運動をその候補者と連携して行う政治委員会、個人、団体等

政治委員会の他、個人や団体等は、政治委員会に対して寄付を行うことができるとともに、候補者と連携して選挙運動を行うことができる。一般に、後者は「協調支出 (coordinated expenditure)」と呼ばれ、原則として現物 (in-kind) の寄付とみなされ (L431(8)(A)(i)を参照。)、金銭による寄付とともに連邦選挙運動法に定める上限に服する (L441aを参照。)

個人や団体等には、寄付と協調支出に関する報告義務はなく、専らそれらの便益を受ける政治委員会によって報告される。一方、政治委員会は、その寄付や協調支出によって便益を受ける政治委員会とともに、それらに関する報告義務を負う⁽²¹⁾。

すなわち、この点に関する限り、個人または団体等の活動は、それによって便益を受ける政治委員会からの報告で把握し、政治委員会の活動は、その便益の提供側と受領側からの報告で把握する仕組みを採用していると言える。

なお、企業、労働組合等は、選挙運動に関して寄付や支出を行うことはできない [L441b(a)] が、これらは政治委員会的一种である独立分離基金を設立することができる [L441b(b)]。また、その基金の運営費用や、企業、労働組合等の構成員 (たとえば、企業の場合は株主や管理職

者またはそれらの家族、労働組合の場合は組合員やその家族など) に対する通信、連絡、寄付の招請などの費用は、設立母体の企業や労働組合等が負担することができ [L441b(b)(2), R114.3(a)]、原則としてこの費用に制限や報告義務はない [R114.5(e)] (ただし、ある候補者の当選または落選を明確に主張している通信等については、その費用が2000ドルを超える場合、それを行った独立分離基金の報告書に記載しなくてはならない [R114.5(e)(2)(i)]。)

一方、独立分離基金が行う寄付や選挙運動に関する支出は、連邦選挙運動法の規制に服する資金によって賄われなくてはならず、設立母体の資金から支出することはできない [L441b参照]。また、同一の企業または労働組合等が設立、資金拠出、維持している独立分離基金が複数存在する場合、それらは「関連委員会 (affiliated committee)」とみなされ [R100.5(g)(2)]、寄付の制限については、全体で一つの委員会とみなされることは、授権委員会と同じである。

○候補者と連携することなく独立してその候補者の当選 (または落選) を目的とする選挙運動を行う個人、団体等または政治委員会

個人、団体等または政治委員会は、いずれの候補者とも連携せず、独立して特定の候補者の当選または落選を目的とした選挙運動をすることができ、このためにする支出を「独立支出 (independent expenditure)」という [L431(17)]。ただし、この支出は連邦選挙運動法の規制に服する資金で賄われる必要があり、たとえば独立支出に供する寄付は、連邦選挙運動法が定める寄付の上限などを遵守したものである必要がある (なお、2002年改正法で「独立支出」の定義が変更されたことについてはII 2(2)で詳述。)

独立支出を行った場合、政治委員会はもとより、個人や団体等にも一定の報告義務が生ずる。これは、政治委員会を基礎単位として規制を行う連邦選挙運動法が、独立支出に関する限り、個人や団体等は、いずれの政治委員会とも関係することなく選挙過程に直接影響を与える活動

を行うために、例外的に個人や団体等に対して報告義務を課したものと考えることができる。

また、以上の枠組みでは表現されないが、政党の全国委員会と州委員会の間で行われる資金の移転 (transfer) が、選挙運動資金の動向を把握する上で重要である⁽²²⁾。

連邦選挙運動法が定める選挙運動に関する制限には、上記のほか、大統領選挙に関する公的助成を受領した者に対する支出制限と報告義務があるが、選挙運動資金の収支報告に関する限り、政治委員会として行う報告内容と重複するので、ここでは省略する⁽²³⁾。

注(1) Pub.L.92-225 Feb.7.1972 86 Stat.3. この法律の解説と和訳として、中村泰男「1971年連邦選挙運動法」『外国の立法』61号, 1972.9, pp.276-297. を参照。

(2) 連邦選挙運動法に PAC の定義はないが、「独立分離基金 (separate segregated fund)」という概念を設けることで、企業や労働組合が PAC を設立する法的枠組みを与えている [L431(4)(B)、441b(b)]。政治委員会は、①授権委員会、②政党委員会、③独立分離基金、④①から③に該当しない政治委員会 (unconnected committee) [R106.6(a)] に分類されるが、FEC は、③と④に該当する政治委員会を PAC としている (なお、政治委員会について、12 を参照)。また、連邦選挙運動法は、①設立から 6 ヶ月以上を経過、②50人以上から連邦選挙に関する寄付を受領、③5人以上の連邦選挙候補者に対して寄付、の3つの条件に該当する政治委員会 (ただし、州政党組織を除く。) を「多数候補者委員会 (multi-candidate political committee)」とし、授権委員会に対して行う寄付の上限額をその他の政治委員会より優遇している [L441a(a)(4)] が、多数の PAC はこれに該当するため、この規定の恩恵を受けている。なお、PAC については、岩田啓「アメリカ政治システムにおける政治活動委員会の役割」『レファレンス』541号, 1996.2, pp.9-35. などが詳しい。

(3) 1971年までに行われた諸改革については、大曲薫「アメリカにおける政治資金規制改革の展開」

『レファレンス』494号, 1992.3, pp.57-85. を参照。

(4) Pub.L.93-443 Oct.15, 1974 88 Stat. 1272. なお、この法律の解説と和訳として、政治行政調査室・政治行政課「連邦選挙運動法」『レファレンス』290-292号, 1975.3~5. を参照。

(5) ただし、FEC 創設当初から連邦議会は、FEC の権限が強化され、あるいは効率的に運営されることを嫌い、法改正や委員の推薦、予算の承認などを通じてそれらを妨げてきたという。これについて、Thomas E.Mann, "The FEC administering and Enforcing Campaign Finance Law", Anthony Corrado, et.al.(ed.), *Campaign Finance Reform: A Sourcebook*, (Washington: Brookings Institution Press, 1997), 277-280. を参照。

(6) Anthony Corrado, *Campaign Finance Reform*, (New York: The Century Foundation Press, 2000), 9-10.

(7) Pub.L.94-1283 May.11, 1976 90 Stat.475. なお、この法律の解説と和訳として、中村泰男「アメリカの連邦選挙運動法一九七六年改正法」『レファレンス』310号, 1976.11, pp.43-80.

(8) Buckley v. Valeo, 424 U.S.1 (1976). この判決の概要と解説として、たとえば、大沢秀介「選挙運動の自由」憲法訴訟研究会、芦部信喜 (編) 『アメリカ憲法判例』有斐閣, 1998, pp.2-9.

(9) Pub.L.96-187 Jan.8, 1980 93 Stat.1339.

(10) この法律の概要は、Corrado,et.al.(ed.) *Op. cit.* 59-60. また、落合俊行『アメリカ政党の憲法学的研究』法律文化社, 1996, pp.162-164 を参照。

(11) Pub. L. 107-155 Mar. 27, 2002. 116 Stat. 81.

(12) ソフトマネーとは、広義では「連邦選挙運動法の規制外の資金」を指すが、狭義では、政党の全国委員会が行う一般的な活動のために、特に政党の州または地方委員会から集められた資金のことを指す。これらについて、Corrado *Op. cit.* 22-23. を参照。また、連邦選挙運動法の規制外の資金の実際については、吉原欽一編著『現代アメリカ政治の政治権力構造』日本評論社 2000, pp.130-167 が詳しい。

- (13) 中川かおり「2002年超党派選挙運動改革法」『外国の立法』213号, 2002.8, pp.165-171.
- (14) Pub.L.92-178, Title VIII, § 801, Dec.10, 1971, 85 Stat.563.
- (15) Pub.L.93-443, Title IV, § 408(c), Oct.15, 1974, 88 Stat.1297.
- (16) 多数の州が連邦選挙運動法よりも緩やかな規制をするにとどまっている。たとえば、労働組合や企業が行う選挙運動に関する寄付は、連邦選挙運動法では禁止されているが、カリフォルニア州では制限付きながら認められており、ニューメキシコ州では一切制限がない。Edward D.Feigenbaum, et.al., *Campaign Finance Law 2000*, (Washington: Federal Election Commission, 2000) を参照。なお、外国からの寄付禁止など、連邦選挙運動法が州以下のレベルの選挙運動についても規制している事項 [L441e(a), R110.4(a)(1)など] もある。
- (17) *Corrado Op. cit.* 22-25. なお、2002年改正法は、「選挙運動」には該当しないが、選挙過程に一定の影響を与えている活動に対して規制を加えることを企図している。これについて、たとえば L 431 (20), L441i を参照。
- (18) なお、連邦選挙運動法は、「政党」を、連邦公職の選挙について候補者を指名し、その選挙の候補者名簿に、その候補者の氏名がその組織の候補者であると記載される委員会、協会等と定義し [L 431(16)]、政党組織については、その政党の日常活動を規約にしたがって行う全国組織を全国委員会 (national committee) [L431(14)]、州組織を州委員会 (state committee) [L431(15)] と定義し、さらに規則が、州委員会の監督下で、市や郡、地区など州より下位の組織を地方委員会 (subordinate committee of a state committee) [R100.14(b)] と定義している。
- (19) 候補者とは、連邦公職への当選又はそれへの立候補の指名を求める個人であって、その者又はその代理人が総額5,000ドルを超える寄付を受領する又は支出を行った者をいう [L431(2)]。なお、候補者の要件に該当した場合の届出については、II

1 (2)で詳述。

- (20) 立候補する公職が違う場合、それぞれの公職について主たる選挙委員会を指定する。たとえば、上院議員と副大統領に立候補する場合は、それぞれ別の政治委員会を指定しなくてはならない。
- (21) 政党委員会が本選挙に関して行う協調支出は、通常の寄付とは別に総額制限が設けられており [L441a(d)]、優遇されている。なお、この政党委員会が行う協調支出に関しては、これを行う政党委員会のみ報告義務があり [L434(b)(4)(H)(iv)]、その便益を受ける候補者の授権委員会に報告義務はない。この政党委員会に課される協調支出の総額制限について、連邦最高裁は、2001年6月25日の判決で合憲の判断を下している。これについて、Jim Wilson, "Court Case FEC v. Colorado Republican Federal Campaign Committee (Colorado II)." *Record* (2001.8), 1-3. などを参照。
- (22) この資金移転には、金額の制限はない [L441a(a)(4)]。
- (23) 大統領選挙に関する支出制限については、L441a(b) が定めている。

II 選挙運動資金に関する報告義務

連邦選挙運動法は、政治委員会に対して、その設立から、活動、解散に至るすべての局面で選挙運動資金に関する報告を求め、その活動の全体像を把握することに努めている。これに加え、選挙過程に対して直接影響を与える活動を行う個人や団体等に対しても一定の報告を求め、選挙運動資金の動向を把握するために必要な情報の補完を図っている。以下では、これらの報告義務について詳述するが、まず、連邦選挙運動法が提出を義務付けている指定書 (designation)、届出書 (statement)、通知書 (notification) や報告書 (report) (以下、「報告書類」という。) の提出先について言及しておく。

報告書類の提出先は、上院議員候補者の主た

る選挙運動委員会と各政党の上院選挙委員会は上院事務総長であり、その他の政治委員会、個人や団体等は、原則としてFECである [L432(g)(1), (3)]。ただし、後者のうち、上院議員候補者のみの当選または落選を目的として活動する政治委員会は、上院事務総長を提出先とする [R105.2]。

ところで、報告書類が上院事務総長へ提出された場合、上院事務総長は、2開庁日以内にマイクロフィルムまたはコピーの形態でその写しをFECへ転送し、その後、先に転送しなかった形態での写しをFECに転送する。この結果、上院事務総長からFECに対して、マイクロフィルムとコピーの形態での写しが転送される [R105.5]。

なお、主たる選挙運動委員会以外の授権委員会は、FECや上院事務総長を報告書類の提出先とせず、主たる選挙運動委員会にこれらを送付する。これらを受領した主たる選挙運動委員会は、それが登録または登録事項の変更の場合にはその写しを、それが選挙運動費用に関する報告書の場合にはその内容を盛り込んだ自らの報告書を、上記提出先に提出する [L432(f), R102.1(b), R104.3(f)]。

また、報告義務者は、立候補する選挙区のある州の州務長官等に対して報告書類の写しを送付することになっている [L439(a)] が、現在、この送付を免除する措置が進められている [L439(c)] (詳細についてはⅢ2(1)(c)を参照)。

1 政治委員会の設立と授権委員会の指定

○政治委員会の要件を満たす委員会、協会、その他の団体

政治委員会の要件を満たす委員会、協会、その他の団体は、10日以内に、名称(制限あり⁽¹⁾)、所在地、会計責任者(treasurer)の氏名・住所、記録保管者(custodian of records)に相当する役職名とその役職者の氏名・住所、選挙運動資金を管理する金融機関の一覧などを記載した届出書を提出する [L433(a), L433(b)]。

なお、金融機関や口座は複数指定できるが、少なくとも各々一つを指定しなくてはならない [R103.2]。

また、この届出があったとき、FECは「委員会識別番号(committee identification number)」をその政治委員会に付与し、通知する [R102.2(c)]。この番号は、それ以後、その政治委員会がFECに提出する報告書類に記入しなくてはならない [R102.2(c)] ほか、FECが管理する選挙運動資金に関する情報の効率的な検索を可能とする索引となる。

○授権委員会、主たる選挙運動委員会

授権委員会は、候補者による指定後10日以内にその旨を記載した届出書を提出する [L433(a)]。

このうち、主たる選挙運動委員会以外の授権委員会として指定された場合は、指名した候補者の氏名、候補者の所属政党、立候補する公職の種類(可能ならば、立候補を予定している州及び選挙区)を記載した届出書を、主たる選挙運動委員会に提出する。[L432(b),(f), R102.2(a)(1)(v)]。

一方、主たる選挙運動委員会として指定された場合は、これと同様の届出を行うほか、その候補者が指定した授権委員会がある場合は、それらの名称・所在地をあわせて届け出る [L432(b), R102.2(b)(1)(i)]。

なお、候補者が授権委員会を指定した場合、候補者もFECに届出を行う。すなわち、ある者がL431(2)に定める要件を満たし、連邦公職の候補者となった場合、候補者となった日から15日以内に主たる選挙運動委員会を指定し、その旨を記載した届出を行う。また、主たる選挙運動委員会以外の授権委員会を指定する場合は、候補者が主たる選挙運動委員会に対して、その旨の届出を行う [L432(e)(1)]。

以上に加え、2002年改正法は、連邦議会議員選挙に関し、同一選挙について同一選挙区で立候補している候補者間の選挙運動資金格差を縮小する目的で、新たに規制と報告義務を設けて

いる。すなわち、各選挙区ごとに基準額を設定し [L441a(i), R400.40, R400.41]、これを基に算出された金額以上の自己資金を自己の選挙運動のために支出する候補者に対し、自己資金の使用に制限を課すこととしたのである。

一方、同一選挙について同一選挙区で立候補している他の候補者に対しては、受領できる寄付の上限やその候補者が所属している政党の全国または州委員会が行う協調支出の上限を緩和することとした。そして、これらの措置を実施するため、候補者本人とその主たる選挙運動委員会に対して一定の報告義務を課している [L441a(i), L441a-1]。

この報告義務とは、候補者となった日から15日以内に行う届出において、各選挙区ごとに設定される基準額を上回って自己資金から自己の選挙運動のために支出する旨を記載した候補者本人が行う届出と、その候補者の主たる選挙運動委員会が行う定例・随時の通知である [L441a(i), L441a-1]。(なお、主たる選挙運動委員会が行う通知については、II 2 (2)で詳述する。)

2 政治委員会の活動

(1) 定期の報告

政治委員会は、手元資金と収支の状況、同一の者から暦年で総額200ドルを超えて受領した寄付と支出の明細、その他の事項について定期的に報告しなくてはならない [L434(a),(b)]。

総額200ドルを超える寄付の明細とは、受領日、金額とともに、寄付者の氏名・住所、寄付が充当される活動の対象となる選挙の種別、その寄付者から受領した寄付の総額を指し [L434(b)(3)]、寄付者が個人の場合は、さらに勤務先と職業⁽²⁾を加える [L434(b)(5)(A), R104.8(a)]。

なお、総額が50ドルを超えるが200ドル以下の寄付は、報告書に明細を記さなくともよいが、受領日、金額、寄付者の氏名・住所を会計帳簿に記録することが規則に定められており [R102.9(a)(1)]、50ドル以下の寄付についても同

様に処理することが推奨されている [勧告的意見⁽³⁾ 1980-99, 1981-48]。

また、政治委員会の設立時に手元資金があった場合、政治委員会を設立した際に行う届出の後最初に行う報告書では、この旨も記載する [R104.12]。

これらに加え、連邦と非連邦のいずれの選挙にも関連する活動を行う政党委員会と PAC は、以下のいずれかの方法によって会計処理を行うことが定められ、これらの口座に関して一定事項を報告する義務が課されている。すなわち、①連邦選挙運動と非連邦選挙運動の各々に対応した口座を設け、それぞれの運動に関する支出に対応する口座から行う、②連邦選挙運動に関する口座のみを設け、いずれの支出もこの口座から行うといういずれかの方法である。この報告義務は、ソフトマネーの動向を一定程度把握するために課され、2002年改正法によってさらに強化されている⁽⁴⁾ [L434(e)]。

なお、報告の対象期間は、定期（毎月、毎四半期または毎半期）を原則としており、それは、政治委員会の種別によって、また、選挙が実施される年（以下、「選挙年」という。）か否かによって異なる。

この報告対象期間には、投票日前後に別途対象期間が設定される例外がある。この場合、対象期間が重複しないように定期の対象期間が調整される。たとえば、12月1日に下院議員選挙があった場合、下院議員候補者の主たる選挙運動委員会について10月1日から12月31日が対象期間となる場合、10月1日から11月11日（投票日20日前）、11月12日から12月21日（投票日20日後）、12月22日から12月31日までを報告対象期間とする。

以下では、政治委員会種別ごとの報告対象期間の原則のみを詳述するので、投票日前後の例外を含めた詳細については【表1】参照されたい。

○連邦議会議員候補者の主たる選挙運動委員会

【表1】 報告対象期間と提出期限一覧

○連邦議会議員候補者の主たる選挙運動委員会 [L434(a)(2)]

対象年	報告対象期間	提出期限
当該候補者の選挙年	原則、毎四半期 (例外について、R104.5(a)(1)(iii)(C))	期間末の翌月15日 (ただし、第4四半期については翌年1月31日)
	前の報告対象期間末の翌日から予備選挙・本選挙 (決選投票がある場合は、これも含む)の20日前まで	各選挙の12日前
	現在の報告対象期間の初日から本選挙後20日後まで	本選挙の30日後
それ以外の年	毎四半期	期間末の翌月15日 (ただし、第4四半期については翌年1月31日)

○大統領候補者の主たる選挙運動委員会 [L434(a)(3)]

対象年	報告対象期間	報告対象期間	提出期限
当該候補者の選挙年	選挙年の1月1日時点で、総額10万ドル以上の寄付を受領または支出した、もしくはそれらが予想される委員会	1月から10月の毎月	翌月の20日
		11月1日から本選挙の20日前まで	本選挙の12日前
		本選挙19日前から本選挙20日後まで	本選挙の30日後
		本選挙21日後から12月31日	翌年1月31日
	上記に該当しない委員会	原則、毎四半期	各期末の翌月15日 (第4四半期については翌年1月31日)
		前の報告対象期間末の翌日から本選挙の20日前まで	各選挙の12日前
それ以外の年	上記に該当しない委員会	毎月	翌月20日
		毎四半期	各期末の翌月15日 (第4四半期については翌年1月31日)

○授権委員会以外の政治委員会 [L434(a)(4)]

※以下のいずれかの方式を選択(ただし、全国レベルの政党委員会はB方式。[L434(a)(4)(B)])。また、A方式とB方式は、FECに届け出ることによって、暦年中1回に限り変更することができる[R104.5(c)]。

【A方式】

対象年	報告対象期間	提出期限
選挙年	直近の報告対象期間末の翌日から予備選挙20日前まで	予備選挙の12日前
	原則、第1四半期から第3四半期 (例外について、R104.5(c)(1)(i)(C))	各期末の翌月15日
	直近の報告対象期間末の翌日から本選挙20日前まで	本選挙の12日前
	本選挙19日前から本選挙20日後まで	本選挙の30日後
	本選挙21日後から12月31日まで	翌年1月31日
それ以外の年	毎半年	7月31日、翌年1月31日

【B方式】

対象年	報告対象期間	提出期限
選挙年	1月から10月	翌月20日
	11月1日から本選挙20日前まで	本選挙の12日前
	本選挙19日前から本選挙20日後まで	本選挙の30日後
	本選挙21日後から12月31日	翌年1月31日
それ以外の年	毎月	翌月20日

※この表は、連邦選挙運動法の規定をもとに筆者が作成した。

[L434(a)(2)]

従前、選挙年以外の年には、毎半期の活動について、選挙年には、原則として毎四半期の活動について報告することとされていた。

この点について2002年改正法は、選挙年以外の年についても毎四半期の活動について報告するものとし [L434(a)(2)(B)]、また、選挙運動のために支出する自己資金の規制に関連して、その候補者の選挙年の前年の7月15日と選挙年の1月31日に、予備選挙と本選挙に関する総収入額とそれら選挙のために候補者から受領した寄付（候補者の自己資金）の総額を報告するものとした [L441a(i)(1)(E)、R104.19]。

○大統領候補者の主たる選挙運動委員会 [L434(a)(3)]

大統領候補者の主たる選挙運動委員会の報告対象期間は、選挙年の1月1日時点で総額100,000ドル以上の寄付を受領もしくは支出する、またはそれらが予想されるか否かで区別される。

大統領選挙年であるか否かにかかわらず、上の条件に該当する場合は、毎月の活動について報告し、該当しない場合は、毎四半期の活動について報告するものとされている。

○授権委員会以外の政治委員会 [L434(a)(4)]

授権委員会以外の政治委員会は、以下のA方式またはB方式のいずれかを選択する。すなわち、A方式とは、選挙年以外の年には毎半期の活動について、選挙年には毎四半期の活動について報告し、B方式とは、選挙年であるか否かにかかわらず、毎月の活動について報告するものである。なお、選択した方式は、FECに届け出て暦年中1回に限り変更することができる [R104.5(c)]。

この点について2002年改正法は、政党の全国委員会はB方式によって報告することを義務づけた [L434(a)(4)(B)]。また、ソフトマネーへの規制強化を目的に、政党の全国委員会は、連邦・非連邦双方の口座について収支を、政党の州・地方委員会は、原則として連邦選挙に関する活動等の収支を報告することとしている

[L434(e)]。

(2) 随時の報告

○届出事項の変更

政治委員会設立時に届け出た事項に変更があった場合、その政治委員会は、変更のあった日から10日以内にその旨を届け出る [L433(c)]。

○選挙直前の寄付

投票日20日前から48時間前の間に、授権委員会のいずれかで1,000ドル以上の寄付を受領した場合、主たる選挙運動委員会は、その受領から48時間以内に、候補者の氏名と立候補する公職、寄付者の氏名・住所・職業・勤務先（団体等の場合は、名称・所在地）、寄付の金額、受領日を報告しなくてはならない [L434(a)(6)]。

○独立支出

投票日20日前から24時間前の間に、総額1,000ドル以上の独立支出を行った場合、その支出から24時間以内に、独立支出の対象とする候補者に関する情報（氏名、住所、立候補する公職など）と候補者に対する立場（当選または落選のいずれを目的としているか）を明確にした上で、支出日、金額、独立支出を行う目的等を報告しなくてはならない。 [L434(c), L434(b)(6)(B)(iii)]

なお、投票日20日前より以前に独立支出を行った場合には、定期の報告の際に報告される [L434(b)(6)(B)(iii), R104.3(b)(1)(vii)]。

独立支出について2002年改正法は、報告の対象となる行為について、従来、実際に行われた独立支出を対象としていたところ、対象期間内に独立支出を目的として行った契約を新たにに加え、報告対象となる範囲を拡大した [L431(17)]。また、投票日20日前より以前に行われる独立支出については、総額10,000ドルを超える支出を行ってから48時間以内の報告を義務付け、総額10,000ドルを超えて以降、さらに総額10,000ドルを超える支出を追加して行った時点（つまり、当初から累積して総額10,000ドル、20,000ドル、30,000ドル…以上となった時点）での報告を義務付けている [L434(g)(2)]。

○自己の選挙運動に関わる自己資金の支出 (2002年改正法による追加)

2002年改正法によると、①下院の場合は350,000ドルを上回る支出額を、②上院の場合は、選挙区ごとに設定された基準額（以下、単に「基準額」という。）の2倍を上回る支出額を、自己の選挙運動のために自己資金から支出した候補者（以下、「自己資金による候補者」という。）とその主たる選挙運動委員会は、その基準額超過から24時間以内にその旨を通知しなくてはならない [L434(a)(6)(C), L441a(i)(1)(C)]。この通知は、上院議員候補者の場合は上院事務総長に対して、下院議員候補者の場合はFECに対して行われるほか、同一選挙について同一選挙区に立候補している他の候補者とその所属政党の全国委員会に対しても行われる [R400.21]。これ以後、新たに10,000ドルを超えて自己資金から支出を行った場合、そのたびごとに同様の通知を行うものとされている [R400.22]。なお、これらの通知は、①自己資金による候補者の氏名、②立候補する公職と選挙区、③直近に行った通知以後に、選挙運動に関して自己資金から行った支出額とその日付、④その選挙期間中に自己の選挙運動に関連して自己資金から行った支出の総額を内容とし [R400.23]、FECによって定められた書式に従って、ファクシミリまたは電子メールで行わなくてはならない [R400.24]。

また、自己資金による候補者が基準額を上回る支出を自己資金から行ったため、受領できる寄付の上限額が引き上げられるなどの資格を得た候補者（以下、「有資格候補者」という。）は、その資格を得たときから24時間以内に、①FEC、②所属政党の全国委員会、③その選挙区がある州における所属政党の州委員会の三者に対して、自己資金による候補者が支出した自己資金の総額を通知しなくてはならない [R400.30(b)(2)]。一方、当該全国委員会・州委員会は、その有資格候補者のために協調支出を行った場合、その支出を行ったときから24時間以内に所定の通知

を行わなくてはならない [R400.30(c)(2)]。

次いで、有資格候補者は、受領した寄付とその候補者を当選させるためにする協調支出の総額が、自己資金による候補者の支出した自己資金と比較して、上院議員選挙の場合は110%を、下院議員選挙の場合は100%を超えた場合、その超過から24時間以内に、①FEC、②所属政党の全国委員会、③その選挙区がある州における所属政党の州委員会の三者に対して、所定の通知を行わなくてはならない [R400.31(d),(e)]。

なお、有資格候補者が受領できる寄付総額の上限が引き上げられる場合、その上限を超えて受領した寄付は、投票日から50日以内に寄付者に返還しなくてはならないが、この返還した旨の報告を、選挙後初めて行う定期の報告の際に合わせて行うものとされている [R400.54]。

3 政治委員会の解散

今後、政治委員会として寄付の受領、支出、支払いを行う意思がなく、未払いの負債や未履行の義務がない政治委員会は、過去に報告していないすべての収入及び支出、預金残高を報告し、解散することができる [L433(d)]。

ただし、主たる選挙運動委員会は、他の授權委員会の負債がすべて清算できるまで解散することができない [R102.3(2)(b)]。

4 個人、団体等による随時の報告

個人や団体等は、連邦選挙運動法上、報告義務を負わないのが原則であるが、一定の独立支出を行った場合にのみ、その報告義務を負う。

まず、一回の支出で250ドルを超える、または同一の候補者の当選または落選を目的として暦年で総額250ドルを超える独立支出を行った者は、①独立支出を行った者の氏名・住所・職業・役職（団体等の場合は、名称・所在地）、②この独立支出について200ドルを超える寄付を行った者の氏名・住所・職業・役職（団体等の場合は、名称・所在地）、受領日、金額、③独立支出の支出先、目的、支出日、金額、対象とな

る候補者と立候補している公職・選挙区、その候補者に対する立場（当選または落選のいずれを目的としているか）などを、250ドルを超えた最初の報告期間の提出期限までに報告しなくてはならない。また、同一暦年内に独立支出を追加して行った場合は、報告を継続しなければならない [L434(c)(1), R109.2(a)]。

また、投票日20日前から24時間前の間に、総額1,000ドル以上の独立支出を行った場合、上記と同様の報告義務を課されていた [L434(g)(A), R109.2(b)] が、2002年改正法がこれに変更を加えていることはII 2 (2)で既に述べた。

なお、2002年改正法は、ソフトマネー規制を強化する目的で、新たに「選挙宣伝活動 (electioneering communication)」に対する報告義務を設けている。選挙宣伝活動とは、地上波放送、有線・衛星放送による宣伝であって、明確に認識できる程度に候補者に言及し、①本選挙・決選投票・補欠選挙については投票日の60日以内に、②予備選挙などについては30日以内に行われたものをいう（ただし、大統領・副大統領選挙以外の選挙については、選挙区の有権者を対象としたものでなくてはならない。） [L434(f)(3)]。

これに該当する活動を目的として、暦年で総額10,000ドルを超える支出を行った個人、団体等は、その超過があったときから24時間以内に、その活動主体と対象、200ドルを超える支出先やこの支出のために1,000ドル以上の寄付を行った者など、一定の事項について報告し、また、これ以降、総額10,000ドルを超える支出を追加して行うごとに同様の報告を行う義務を負うこととした [L434(f)(1)]。

注(1) 授権委員会は、指名した候補者名をその名称に含まなくてはならず、一方、それ以外の政治委員会は、いかなる候補者の名称も含んではならない [L432(e)(4)]。また、独立分離基金は、その関連組織 (connected organization) [L431(7)] の名称を含まなければならない [L432(e)(5)]。これは、たとえば、ある企業が独立分離基金を設立した場合、その名称には設立母体となる企業の名称

を含まなくてはならないことを意味する。

- (2) 企業が行う寄付に関する動向を把握しようとする場合、寄付者の勤務先と職業を重要な手がかりとして、これを寄付者の勤務先企業が行う寄付として扱うのが一般的である。この例として、"The Center for Responsive Politics" が採用する分析方法を参照。 <<http://www.opensecrets.org/industries/methodology.asp>> (last access:2003.3.1)
- (3) 勧告的意見 (Advisory Opinion) とは、連邦選挙運動法の特定かつ実際に起こった状況に対する適用に関する疑義に対して、連邦選挙運動法に基づいて FEC が発する公式の回答である。この回答は FEC による法令の有権的解釈であり、これに従った場合は一定の法的保護が与えられる。 [437f(c)]
- (4) 口座の設置について R102.5(a) を、それらに関する報告義務について R106.5を参照。なお、三枝一雄「アメリカ連邦選挙委員会制度について (二)」『選挙』49巻8号, 1996.8, p.32. に簡潔な解説がある。

III 選挙運動資金に関する情報公開の方法

1 情報公開の現状

FEC は、連邦選挙運動法の執行機能を担う独立の行政委員会であることは既に言及したが、その主な責務の一つは、選挙運動資金に関する報告書類（場合によっては加工を加えたもの、または分析を行った成果）を一般に公表することである (L438(a)を参照)。このような FEC の活動によって蓄積された選挙運動資金に関する情報は、FEC 庁舎の内外で利用することができる。

FEC 庁舎内の利用については、FEC 公開部 (Public Disclosure Division) 内の組織である公開記録室 (Public Records Office) が担当している⁽¹⁾。ここでは、備え付けのパソコンを利用して、25種類以上の索引を利用した検索や、イメージ画像による報告書類の閲覧が可能であ

り、マイクロフィルムやイメージ画像などを複写し、ファイリングシステムを利用して保管されている報告書類の原本を閲覧することもできる。

なお、複写料金は規則によって定められ、たとえばコピー機による複写は1ページあたり5セント、マイクロフィルムからの複写は1ページあたり15セントとなっており [R5.6]、その支払いには、現金のほか、クレジットカードや小切手なども利用できる⁽²⁾。

ところで、選挙運動資金に関する情報は、FEC 庁舎へ出向くことなく利用することもできる。

まず、電話（フリーダイヤル）や郵便、ファックスによって、FEC が保管している報告書類の複写を請求できる。

また、FEC が管理する選挙運動資金に関するデータベースは、モデムを通じて直接アクセスし、利用することができる。このサービスは「ダイレクト・アクセス・プログラム（Direct Access Program）」と呼ばれ、1時間あたり20ドルの料金を負担することで利用できるが、2001年度以降、このサービスは、インターネットを通じて情報提供への転換が進められている⁽³⁾。なお、一部の州の庁舎内からは、「州アクセス・プログラム（State Access Program）」と呼ばれるサービスにより、FEC が管理するデータベースを利用することができる⁽⁴⁾。

これに加え、選挙運動資金に関するデータの検索やダウンロードなどのサービスは、FEC のウェブサイトを通じて行うことができるが、詳細についてはIVで言及する。

2 情報公開の今後

これまでに述べたように、FEC が管理する選挙運動資金に関する情報は既にさまざまな方法で利用できるが、2002年改正法は、①さらに迅速な公開、②インターネットを通じた公開をさらに推進することを求めている。

迅速な公開については、既に2002年改正前の

連邦選挙運動法が、電子文書で提出された報告書類を、受領から24時間以内に FEC のウェブサイト上で公開し、紙文書で提出された報告書類を、受領から48時間以内に閲覧に供し、複写が可能な状態におくことを、FEC に義務付けていたところである。

これに対して2002年改正法は、さらに迅速な公開の強化を求めており、報告書類の受領から48時間以内（電子文書による提出の場合は24時間以内）に FEC のウェブサイト上で公開することを FEC に義務付けている [L434(a)(11)(B)]。

加えて同法は、インターネットを通じた情報公開の重視が明確に示し、FEC に提出される報告書類や選挙に関する統計など、選挙運動資金の情報にとどまらない選挙に関する包括的な情報の公開を目的としたウェブサイトの設置を FEC に義務付けている [L438a]。

このように FEC の機能強化に対する要求が強まる一方で、連邦政府の財政難を理由に、人員・予算とも合理化が求められている。このため、FEC は、受領する報告書類の処理手順見直しや I T の積極的導入によって、業務の合理化と人件費の削減を図り、高度な要求に応えようとしている。その基本方針は、高度な情報通信技術を駆使した自動処理の積極的導入であり、それは報告書類の受領から FEC 内部の処理、外部への提供に至るすべての過程で推進されている。以下では、このような FEC の具体的取組みを紹介する。

なお、FEC の全職員数と総予算額は、2002年度で362名、4,368万9,000ドルであったが⁽⁵⁾、2003年度予算要求書によると、FEC が掲げる4つの中核事業（①情報公開の推進、②連邦選挙運動法の遵守確保、③大統領選挙に関する公的助成制度の運営、④選挙管理）と2つの FEC 運営業務（⑤ I T 導入・電子文書による提出の推進、⑥ FEC の運営）のうち、選挙運動資金に関する情報公開は①、⑤に関係するところ、これらに割り当てられる人員・予算は、①に対して、人員107名、予算848万2,189ドル（うち、人件費は709

万9,380ドル)、⑤に対して、人員13.5名、予算512万200ドル(うち、人件費は105万3,200ドル)であった⁽⁶⁾。

(i) 電子文書による提出の推進

既に FEC は、提出された報告書類をデータベース化し一般に公開しているところであるが、従来それらは紙文書によって提出されていたため、それらを手作業で入力し直す、または光ディスクに取り込む必要があった。現在、これらの作業を合理化するため、電子文書での報告書作成・提出を推進しており、具体的には、①電子文書による提出の一部義務化、②報告義務者の負担軽減の両政策を柱に進められている。

(a) 電子文書による提出 (Electronic Filing) 制度の創設

1995年12月、連邦選挙運動法が義務付ける報告書類を、従来どおり紙文書で提出する方法に加え、報告義務者の選択により、電子文書で提出する方法を認める法律が成立した⁽⁷⁾。これを受けて FEC は、1997年1月にフロッピーディスクによる提出制度を、1998年にモデムによる通信やインターネットを利用した提出制度を導入している。また、2000年10月には、投票日20日目から48時間前に1,000ドル以上の寄付を受領した場合に課される、受領から48時間以内に行うべき報告について、FEC ウェブサイト上で直接必要事項を記入・登録することによって、所定の報告書の提出に代えることができる "On-Line Filing" を導入している。

1999年9月には、暦年で5万ドルを超える寄付を受領もしくは支出する、またはこれらが予想される政治委員会(ただし、上院議員候補者に関わる政治委員会と各政党の上院選挙委員会を除く⁽⁸⁾)に対して、2001年1月以降、電子文書による提出を義務付ける法律が成立した⁽⁹⁾。これらの立法措置により、電子文書によって提出する政治委員会は、1998年4月に50、2000年に1,033、2001年7月には2,898へと増加しており、2001年7月時点の実績は、FEC を提出先とす

る政治委員会の約94%に達するという⁽¹⁰⁾。

(b) 電子文書による提出に必要なソフトウェアの開発と提供

1997年、FEC は電子文書による報告書類の提出に必要な機能を備えたソフトウェアとして "FECFile" を公開し、その無償提供を開始した。その後の機能拡張を経て、2003年3月現在は第5版がウェブサイトでダウンロードできる。また、1998年11月には、電子文書による提出に対応したソフトウェア2種を外部システム開発会社と共同で開発、公開している⁽¹¹⁾。現在、多くの民間企業によって多様なソフトウェア、ソリューションが提供されており、それら民間企業の便宜のために、FEC ウェブサイト上で報告書類の書式が公開されている。

このほか、紙文書による提出から電子文書による提出への移行を推進する目的で、電子文書による提出に関する講習会を開催し、そこで "FECFile" を紹介するなどしている。

なお、2002年改正法は、報告書の作成・提出時に報告義務者が利用し、FEC が報告書の受理後速やかにそれらを公表することができるソフトウェアの仕様を公表し、その仕様に沿ったソフトウェアを報告義務者に提供することを、また、報告義務者に対しては、そのようなソフトウェアが提供された場合にその利用を義務付けている [L434(a)(12)]。これらの措置により、ウェブサイト上でのより迅速な公開に向けた条件整備を図っている。

(c) 選挙資金に関する記録の維持、報告書の作成の簡素化

この点について、まず、授権委員会に関し、報告対象期間を、暦年から選挙年へと変更することが行われている。これは、連邦選挙運動法の1999年改正⁽¹²⁾による変更で、2001年1月から施行されており、寄付の上限などの制限が選挙期間を基準に行われている一方で、収支報告が暦年を基準に行われていることに伴う事務処理の煩雑さを解消する措置である。

また、従来、選挙運動を行う政治委員会、個

人、団体等は、その選挙運動によって当選または落選を論議する候補者の選挙区がある州に対して、その候補者に関する報告書の写しを提出する義務がある [L439(a)] が、報告義務者の負担を軽減する目的で、この義務を免除する「州への提出義務免除制度 (State Filing Waiver Program)」が1995年改正⁽¹³⁾によって設けられた。これは、①FEC ウェブサイトに接続できる1台以上のコンピューターとそれに接続されたプリンターが1台以上ある、②開庁時間内であれば、コンピューターを利用することによって、誰でも選挙資金に関するデータを入手できるという2つの条件を満たす州では、報告義務者に課せられた報告書類の写しの提出義務が免除される制度である [L439(c)]。2002年10月現在、51の州・地域に適用されており、適用されていないのは、モンタナ州、グアム、プエルトリコのみである⁽¹⁴⁾。

(ii) ITの積極的導入

FEC は、庁内業務全般にITを積極的に導入し、業務の合理化を図っている。FEC が受領した報告書類の処理過程に関しても同様の措置が採られているが、関連する主な事業・計画は以下のとおりである。

(a) 報告書類に関するデータベースの構築

FEC は、提出された報告書類を画像やデータの形式でデータベース化しているが、新たに提出される報告書類は以下の手順で処理されている。なお、これまでに提出された報告書類については、過去に蓄積された報告書類のイメージ画像やデータを現在のシステムに移行し、また、データを遡及入力するなどの作業をFECが行っている。

○FEC に対して電子文書による提出が義務付けられている政治委員会等

政治委員会等によって提出された報告書類は、自動的に処理され、24時間以内にウェブサイトに掲載される。

○FEC に対して提出するが、それを電子文書

で行う義務がない政治委員会等

これらのデータは現在手作業でコンピューターに入力されているが、将来的にはOCR (光学式文字認識) を利用し、自動的に処理することを目指している。

○上院議員候補者に関わる政治委員会と各政党の上院選挙委員会

2000年9月以降、これらが提出したすべての報告書類について、上院事務総長がそのイメージ画像を作成し、これをFECに送付するという処理手順が実施されている。これにより、報告書類のイメージ画像は、FEC ウェブサイト上などで速やかに利用できる。なお、報告書類に記入されている個々のデータは、現在手作業で入力されているが、将来的にOCRを利用した自動処理を行う計画である。

(b) OCRの導入と報告書類の様式の改訂

FEC は、紙文書で提出される報告書類の自動処理を目的に、近い将来にOCRを採用することを見据え、報告書類の書式を改訂した。2001年までに利用頻度の高い7種について改訂が完了し、未改訂分の改訂を順次行う予定である。なお、OCRの採用によって、電子文書による提出義務を免除されている政治委員会等が紙文書で提出する報告書類を、迅速に処理することができると思われている。

(c) ポータル開発計画 (Portal Development Project)

これは、FECによる次期情報公開システム開発計画であり、FECが管理するデータベースを、より使いやすい操作によって、より利用者のニーズに合った検索を実現することを目標としている。

具体的には、FEC ウェブサイト上で、利用者の希望するデータベースの検索や情報の入手を簡便に実現するために、利用者自らが適当な条件や環境の設定を行い、これを保存することによって、その後も同じ条件・環境での利用が可能になるとされている。この機能によって、たとえば、ある特定の政治委員会の報告書を継

続的に閲覧し、新たに制定された法令についての情報を得、ある特定の者の寄付を定期的に検索することが、FEC ウェブサイトにアクセスするたびに改めて条件や環境を設定することなく可能になるとしている。この計画は、2006年度に完了するものとして構想されている。

なお、この計画は、庁内の別のIT導入計画と結び付けることで、庁内業務の合理化にも資すると位置付けられている。

注(1) FECの組織については、Federal Election Commission, *Annual Report 2001* (Washington: Federal Election Commission, 2002), 43. の組織図、45-48. の各組織の解説を参照。

- (2) 1996年11月からクレジットカードの取扱いが開始され、コストや事務処理量の低減が図られたと評価されている。これについて、*Federal Election Commission, Annual Report 1996* (Washington: Federal Election Commission, 1997) 第1章を参照。
- (3) Federal Election Commission, *Federal Election Commission Budget Request Justification for FY 2003* (2001), 35.
- (4) 2003年2月末現在、33の州・地域で利用できる。これについて、以下のウェブページを参照。<<http://www.fec.gov/pubrec/access.htm>> (last access:2003.3.1)
- (5) Federal Election Commission, *Annual Report 2001* (Washington: Federal Election Commission, 2002), 28.
- (6) Federal Election Commission, *Federal Election Commission Budget Request Justification for FY 2003* (2001), 20. 以下を参照。
- (7) Pub.L.104-79, §§1(a),(b),2,3(a) to (c), Dec. 28, 1995, 109 Stat.791
- (8) これらの政治委員会は、上院事務総長あてに報告書類を提出し、その写しがFECに送付される。ただし、これらの政治委員会が自発的に、FECに対して報告書類を電子文書で提出することは、迅速な公開に資するとしてFECが推奨している(ただし、この報告書類は非公式な写しとして取り

扱われる。)

- (9) Pub.L.106-58, TitleVI, §§639(a), 641(a), Sept. 29, 1999, 113 Stat. 476, 477
- (10) Federal Election Commission, *Annual Report 2001*, 3.
- (11) Pub.L.106-58
- (12) Federal Election Commission, *Annual Report 1998* (Washington:FEC, 1999), 7.
- (13) Pub.L.104-79
- (14) これについて、以下のウェブページを参照。<<http://www.fec.gov/pages/statefiling.htm>>(last access:2003.3.1)

IV 連邦選挙委員会ウェブサイトを通じた情報提供

FECウェブサイトは、①FECの概要とその活動に関する情報、②報告書類のデータの利用・検索、③選挙運動に関する手引き、④有権者登録や投票の案内、⑤選挙制度と選挙結果のデータが提供されるように構成されており、サイトを参照すると、実際のメニューは7つの大項目に分類され、利用者の便宜を図っている(【表2】参照)。選挙運動資金の公開に関する情報は、このメニューのうち「選挙運動資金に関する報告書とデータ(Campaign Finance Reports and Data)」で提供されており、データの検索とダウンロードの2つのサービスが利用できる。

なお、最近、FECウェブサイト上に、新たに情報提供のウェブページが開設された。ここでは、従来ウェブサイトからは利用できず、ダイレクト・アクセス・プログラムなどのサービスを通じてしか利用できなかったデータベースがすべて利用できるとされており、2003年2月末現在、その一部が提供されているのみであるが、最終的に、過去25年間の選挙運動資金に関するデータの検索や選挙結果などに関するデータの利用が可能になるという⁽¹⁾。

【表2】 連邦選挙委員会ホームページのサイトマップ（2003.3.1現在）

第1階層	第2階層	備 考
About the FEC FECの概要【注1】	Employment Opportunities 職員の募集	
	FEC Mission and History FECの活動と歴史	FECと連邦選挙運動法の概要、「FEC20年史」(1995年発行)、年次報告書(1996年～)
	FEC Offices FECに関する用語解説	
	Working with the FEC FECとの契約を希望する企業への案内	
	FEC Budget FECの予算	予算案(2001年～)、FECの予算案作成手続の概要
FEC Service FECの業務【注2】	Automated Faxline ファクシミリによる情報提供利用案内	
	Combined Federal/State Disclosure and Election Directory 選挙運動資金・候補者への投票などに関する、連邦・州の問い合わせ先一覧	
	Direct Access Program ダイレクトアクセスプログラムについて	
	Electronic Filing 電子文書による提出について	電子文書による提出の義務に関する規則案、電子文書による提出の義務化について、Q&A集、必要なソフトウェアの案内、FEC作成ソフトウェアのダウンロード、電子文書による提出に適合するソフトウェアの開発ツールについて
	Guide to Researching Public Records FECが管理する情報の利用案内	
	State Access Program FECのデータベースを直接利用できる州の一覧	
Campaign Finance Reports and Data 連邦選挙運動資金に関する報告書とデータ	New Data Retrieval System 新データ公開システム	1977年以降の選挙運動資金に関するデータ、選挙に関する統計情報などの検索(ただし、一部のみ利用可)
	Image / Query System データの検索	連邦選挙運動資金に関するデータの検索(3種)
	2002 House and Senate Campaigns 2002年中間選挙に関する選挙運動資金収支の概要	
	2002 Party Activity 2002年中間選挙に関する民主・共和両党の選挙運動資金の概要	
	2000 Presidential Campaign 2000年大統領選挙に関する選挙運動資金の概要、データ	選挙運動資金、公的助成に関するデータ、大統領選挙に関するデータ
	2000 House and Senate Campaigns 2000年連邦議会選挙に関する選挙運動資金の概要	連邦全体の概要、下院・上院候補者ごとの概要
	Political Party Committees 2000年連邦選挙に関する民主・共和両党の選挙運動資金の概要	
	Political Action Committees 2000年連邦選挙に関するPACの連邦選挙運動資金の概要	PAC全体の連邦選挙運動資金の概要、類型別PAC総数の変遷(1977年～)、PAC略称の一覧
	Download Data Files from ftp.fec.gov FECの管理するデータのダウンロード	
Reporting Forms and Filing Information 報告書の書式と提出の案内	Registration and Reporting Forms 届出書・報告書の書式	届出書・報告書の書式と記入要領
	Campaign Guides 選挙運動の手引き	「企業・労働組合向け」、「候補者・政治委員会向け」、「政党委員会向け」、「独立政治委員会向け」の4種類と2002年改正法対応の補遺
	Other Publications その他のFECの刊行物	機関誌 <i>Record</i> 、年次報告書(1996年～)、パンフレット、各州の選挙資金に関する規制一覧(<i>Campaign Finance Law</i> シリーズの要約)
	Reporting Dates 報告書提出期限などの日程	報告書提出期限や提出先などについての案内、報告書提出義務免除措置の適用州一覧
	Electronic Filing 電子文書による提出について	(既出)

第1階層	第2階層	備考
Campaign Finance Law Resources 選挙運動資金関連法令に関する資料	Legal Documents 法令集など	連邦選挙関係法令集 (2002年2月現在)、委員会規則集・規則案、勧告的意見集 (1977年～)、2002年度のFECからの立法勧告、FECの政策に関する通知(規則案と意見の募集、提出された意見一覧、規則案不採択の通知)、候補者の旅費に関する割当に関する解釈
	Publications 刊行物	スペイン語のFEC刊行物、選挙運動の手引き、連邦選挙運動法関係判例集(1976年～2001年2月)、機関誌、年次報告書、パンフレット、各州選挙関係法令一覧
	Educational Outreach 連邦選挙運動法に関する問い合わせ、教育・研修制度の紹介	
	Commission Meetings/Pending Advisory Opinions 委員会会議と未回答の勧告的意見請求	委員会の議案と議事録、未処理の勧告的意見の請求一覧、会議公開法(サンシャイン法)に基づく会議の告知
	FEC Budget FECの予算	予算案(2001年～)、FECの予算案作成手続の概要
Elections and Voting 選挙と投票について	Primary Elections and Caucuses 予備選挙と党員集会について	2000年・2002年連邦選挙の各州の日程、2000年連邦選挙の各州の予備選挙に関する情報一覧(登録の要否、方式など)、2000年大統領選挙予備選挙の各州結果一覧
	Recent Election Results 最近の連邦選挙結果一覧	FEC刊行 <i>FEDERAL ELECTIONS</i> シリーズの内容(1996, 1998, 2000年分)
	Frequently Asked Questions Q & A 集	選挙行政部(Office of Election Administration)の所管事項に関する解説、投票日、投票手続に関するQ&A集、不在者投票に関するQ&A集
	Registering to Vote 選挙人登録について	郵便による選挙人登録等の様式と利用ガイド、選挙人登録場所の案内、郵便利用の選挙人登録に関するQ&A集、各州の選挙人登録要件・期限の一覧
	Voter Registration and Turnout Statistics 有権者登録と投票率の統計	
	The Electoral College 大統領選挙人団について	大統領選挙人に関する解説、大統領選挙人の各州割当数変遷、大統領選挙人団に関する解説、大統領選挙人団ホームページへのリンク
	The U.S. Federal Election System 連邦選挙制度について	The Administrative Structure of U.S. Elections 連邦選挙の運営体制について
News Release プレスリリース		

※このサイトマップは、FEC ホームページのサイトマップ <<http://www.fec.gov/sitemap.html>> をもとにして筆者が作成した。なお、サイトマップ上の第1階層からリンクされたページの最上階層を第2階層とした。それ以下に階層がある場合は、そのリンク先のページの概要を備考欄に記述した。

【注1】この第2階層には、これらの他、FECの主要な組織に関する解説がある。

【注2】この第2階層には、これらの他、情報自由法に基づく情報公開請求について、選挙運動資金規制立法に関する照会先の案内、FEC所管外の選挙に関するテーマを扱う諸機関の紹介、連邦選挙資金に関する報告書が利用可能な州機関一覧がある。

1 選挙運動資金に関するデータの検索

(1) イメージ画像化済み報告書類の検索 (Financial Reports)

比較的最近に提出された報告書類は、イメージ画像化の作業を経てデータベース化されているが、ここではこれらイメージ画像化された報告書類を検索することができる。検索対象となるのは、①1993年以降の大統領選挙委員会、PAC、政党委員会、その他の政治委員会の報告書、②1996年5月以降の下院議員候補者に関

する政治委員会の報告書、③2000年5月以降の上院議員候補者に関する政治委員会の報告書である。

この検索は、該当する政治委員会を特定し、その政治委員会に関する報告書を表示することを基本機能とする。

検索方法には、「候補者名または政治委員会名」をキーワードにする簡易検索と、この他、「会計責任者」や「所在地(市)」、「所属政党」など8種類の条件を指定できる詳細検索があり、検索結果は、該当する政治委員会の一覧として

表示される。この一覧から政治委員会を選択することで、政治委員会名、所在地、会計責任者、政治委員会の種類などの情報とともに、提出された報告書が提出年ごとにまとめられて表示され、それぞれを画像ファイルまたはPDFファイルで表示することができる。

(2) 電子文書で提出された報告書の検索 (Electronic Filing Report Retrieval)

ここでは、FEC に対して電子文書で提出された報告書を検索することができ、FEC に対して報告書を電子文書で提出している政治委員会のみを対象としている。

この検索は、指定した条件に該当する政治委員会の報告書を表示することを基本機能とする。実際には、「候補者名または政治委員会名」、「所在地 (州)」、「所属政党」、「政治委員会の種類」、「報告書の種類」、「報告書提出日」など最大7つの条件を指定して行い、その結果は、該当する報告書が政治委員会ごとにまとめられて一覧で表示され、各々の報告書が表示されるほか、データベースソフトや表計算ソフトで利用可能なファイル形式でダウンロードできる。

なお、検索結果として表示された一覧の政治委員会名は、その政治委員会が提出した報告書一覧へリンクされ、これらは直近に提出されたものから提出日を基準に降順でまとめられて表示される。

(3) 選挙運動資金に関するデータの総合検索 (Search Campaign Finance Data)

ここでは、以下の3つの方法により、1997年から1998年選挙期間以降について、候補者または政治委員会の収支概要に関する報告書のデータを検索できる。

(i) 候補者、政治委員会からの検索 (Candidate and PAC/Party Summaries)

ここでは、1999年から2000年、2001年から2002年の両選挙期間について、授権委員会、

PAC、政党委員会、その他の政治委員会の収支概要を検索することができる。

これは、「政治委員会名」、「所在地 (州) または選挙区のある州」、「立候補する公職」など最大7つの条件によって政治委員会を特定し、指定する選挙期間における当該政治委員会の収支概要を表示することを基本機能とする。

検索結果は、州ごとにまとめられた政治委員会が、当該期間における収入、支出、手元資金、負債とともに一覧で表示され、表示された政治委員会名は、その政治委員会の期間における収支概要にリンクしている。また、州名は、その州に関連する政治委員会の一覧にリンクし、それら政治委員会名は、各々の収支概要にリンクしている。

政治委員会の収支概要に表示されている「個人からの寄付」、「他の政治委員会からの寄付」、「他の政治委員会への寄付」は、期間中にそれぞれに該当する個人または政治委員会の一覧へリンクしている。また、候補者に関する政治委員会の場合、収支概要とともに、主たる選挙運動委員会や授権委員会の一覧が表示され、各々の政治委員会の詳細を表示するページへリンクしている。

(ii) 寄付者からの検索 (Individual Search)

これは、「寄付者氏名」、「寄付者の住所」、「郵便番号」、「勤務先・職業」、「寄付の金額 (総額ではないことに注意)」、「日付」など最大7つの条件による検索で個人を特定し、寄付のあて先となる候補者 (経由した政治委員会)、受領日、金額を表示することを基本機能とする。なお、この検索は、暦年中に総額200ドルを超える寄付を行った者を対象としている。

検索結果は、氏名、住所、勤務先・職業によって寄付者が特定され⁽²⁾、寄付者ごとに一覧で示される。なお、寄付先となっている候補者名・政治委員会名は、各々の詳細を表示するページにリンクしている。また、各々の寄付に関する報告書のイメージ画像を表示することができる。

(iii) 政治委員会からの検索 (Committee Search)

これは、「政治委員会名」、「所在地」、「郵便番号」、「会計責任者」、「所属政党」、「政治委員会の種類」など最大8つの条件による検索で政治委員会を特定し、その政治委員会の会計責任者や所在地、政治委員会の種別などの情報を表示することを基本機能とする。

検索結果は、政治委員会の所在地、会計責任者、種類などとともに政治委員会名の順に一覧で表示される。政治委員会名は、その政治委員会の情報を表示するページにリンクしている。

政治委員会の情報を表示するページは、①この政治委員会に対して寄付を行った政治委員会の名称、金額、寄付の受領日、②この政治委員会に対して行われた寄付、協調支出または独立支出について、これらを行った個人の氏名または政治委員会もしくは団体等の名称、金額、寄付の受領日または支出日、③この政治委員会に対して寄付を行った個人の氏名・住所・職業・役職、金額、寄付の受領日を一覧で表示するページへリンクしている。

(iv) 候補者からの検索 (Candidate Search)

これは、「候補者氏名」、「住所 (州または市)」、「郵便番号」、「所属政党」など最大6つの条件による検索で候補者を特定し、その候補者の会計責任者や所在地、政治委員会の種別などの情報を表示することを基本機能とする。

検索結果は、候補者の住所、立候補する公職、選挙区のある州、選挙区、所属政党とともに候補者氏名の順に一覧で表示され、候補者氏名は、その候補者の情報を表示するページにリンクしている。

候補者の情報を表示するページは、主たる選挙運動委員会を表示するほか、①この候補者の授権委員会が行った寄付のあて先、金額、支出日、②この候補者に対して支出を行った政治委員会の名称、金額とその支出日 (落選を目的とした独立支出、協調支出、当選を目的とした独立支

出、主たる選挙運動委員会に対する寄付、授権委員会に対する寄付の5つに分類して表示)、③この候補者に対して関連委員会を通じて寄付を行った個人の氏名・職業・勤務先、金額、受領日を一覧で表示するページへリンクしている。

このうち、①では、主たる選挙運動委員会とその他の授権委員会がすべて表示される。また、③では、寄付者氏名は、これまで行った寄付の一覧を表示するページへリンクしている。ここでは、寄付者の住所とともに、候補者の関連委員会を通じて候補者に対してこれまでに行った寄付の一覧と総額が表示される (ただし、住所や勤務先・職業が異なる場合、氏名が同一でも別の者として扱われる。これに関し L431(13)を参照。)

2 選挙運動資金に関するデータのダウンロード

FEC ウェブサイトは、選挙運動資金に関する詳細な調査・研究の用に供するために、さまざまなデータを、データベースソフトや表計算ソフトで利用可能なファイル形式で提供している。これらのデータは、各種政治委員会の収支状況や、寄付者や各種政治委員会との間で行う資金移動を把握することを可能とし、選挙運動資金全体の動向を把握するために不可欠であると評価されている。

なお、以下で紹介するほか、直近の大統領選挙予備選挙について公的助成を受けた候補者⁽³⁾について、それを受領するために必要な寄付を行った全寄付者を記録したファイルなどが候補者ごとにダウンロードすることができる。

(1) 概要データ (Summarized Files for Current and Past Election Cycles)

ここでは、候補者 (主たる選挙運動委員会)、PAC、政党委員会について、その候補者の所属政党や選挙結果、選挙区、また、期間内の収支や他の政治委員会との間で行われた資金移動など30以上の項目に関するデータを記録した、概ね1991年から1992年選挙年以降についてのファイルがダウンロードできる。これは、固定長の

データ群としてテキストファイルで提供され、データベースソフトや表計算ソフトで利用することができる（なお、このファイルの利用方法は、以下の(2)についても同様。）。

(2) 詳細データ (Detailed Files)

ここでは、①候補者、政治委員会に関する基本情報（氏名・名称、住所・所在地など）、②個人からの寄付、政治委員会から当該候補者の主たる選挙運動委員会への寄付、政治委員会間での資金移転に関する情報に関するデータを記録した1993年から1994年選挙期間以降についてのファイルがダウンロードできる。

注(1) <http://www.fec.gov/finance/search_finance.html> (last access : 2003.3.1)

(2) 個人や団体等を特定する方法に関しては、L431(13)を参照。

(3) 現在掲載されているのは2000年大統領選挙の候補者である。なお、ブッシュ候補（現大統領）は、大統領選挙予備選挙に関する公的助成を受領しなかったため、この一覧には掲載されていない。

おわりに

これまでに見てきたように、アメリカにおける選挙運動資金の情報公開制度は、ある程度複雑な検索やデータベース化可能なファイル形式によるデータのダウンロードなどのサービスをFECウェブサイト上で提供していることから分かるように、インターネットを通じた公開に注力している点に特徴がある。2002年改正法の内容やポータル開発計画で提案されている事項、FECがダイレクト・アクセス・プログラムからインターネットを通じた公開への転換推進を表明していることなどから考えると、FECは今後、現在ウェブサイト上で提供されていない遡及データの利用や、高度な検索や自由な検索結果表示が可能となるウェブサイト構築を推進し、インターネットを通じた公開をより充実さ

せていくことは疑いなく、その動向はわが国にとっても大いに参考になると思われる。

なお、政治腐敗防止策に関するアメリカの議論では、支出や寄付の制限、選挙運動に対する公的助成などは憲法違反の疑いがあるとする主張が少なからずある⁽¹⁾ ことと比較して、徹底した情報公開に対する批判はほとんどなく⁽²⁾、この点からもアメリカにおける選挙運動資金の公開がより進展していくことは確実である。

ところで、インターネットを通じた選挙運動資金の公開制度が進んでいる国として、アメリカのほか、カナダが挙げられる。カナダ連邦選挙庁のウェブサイト⁽³⁾ では、1997年6月総選挙以降すべての連邦選挙についての選挙運動資金に関する情報を得ることができるが、特に検索機能が充実しており、注目されることを付記しておく。

注(1) たとえば、共和党のDoolittle下院議員は、個人や団体が選挙運動に関して行う寄付について、これに対する連邦選挙運動法の制限は不当に厳格であって合衆国憲法修正第1条違反であるなどと主張し、1997年3月6日、第105議会に連邦選挙運動法改革法案〔H.R.965〕を提出している。この法案は、寄付制限や大統領選挙運動に対する公的助成を全部廃止する一方で、ソフトマネーに関する広範な情報公開や迅速な報告など情報公開の強化を唱えるものであった。これについて、John Doolittle, "The Case for Campaign Finance Reform", Annelise Anderson (ed.), *Political Money*, (California: Hoover Institution Press, 2000), 307-310.

(2) 批判の例として、1974年判決のバーガー判事意見を参照 (424 U.S. 236)。この意見の中で同判事は、選挙運動資金に関する情報公開が政治腐敗の防止に有益であり、一般論として憲法違反には当たらないとしながらも、過度に少額の寄付を公開対象とするのは憲法違反に当たるとしている。その理由として、たとえば、ある者が、自らの所属する労働組合や就職している企業が支持している候補者以外の候補者に対して寄付を行おうとす

るケースにおいて、もしこの者が実際に寄付を行った場合、自らの氏名が寄付者として公開され、これを理由に労働組合や企業から不利益を受ける恐れがあると考え、結果としてこの者は寄付を行うことができなくなるとし、このようなケースは表現の自由を保障した憲法修正一条に抵触し、また、政治腐敗の防止という公益はこれを正当化することはできないことなどを挙げている。

(3) <<http://www.elections.ca/>>

【参考文献】

注で参照した文献の他、以下を参考にした。

Joseph E.Cantor, L.Paige Whitaker, *Bipartisan Campaign Reform Act of 2002: Summary and Comparison with Existing Law* (Washington : Congressional Research Service, 2002)

Christopher Shays 下院議員のウェブサイト<<http://www.house.gov/shays/>>

アメリカ連邦選挙委員会ウェブサイト<<http://www.fec.gov/>>

(政治議会課 ましば やすはる
間柴 泰治)